

森林法による立木の伐採に係る事務手続

※他の法令により伐採の制限がある場合がありますので事前に関係機関でご確認ください。

地域森林計画の対象民有林ですか？
※伐採する対象かどうかは、森林の所在する市町村、その市町村を管轄する京都府広域振興局農林商工部森づくり振興課、京都府京都林務事務所、または、京都府農林水産部森の保全推進課でご確認ください。

森林法に基づく届出は必要ありません。

対象森林でない

対象森林である

保安林

保安林以外

**伐採の目的は
開発のためですか？ 林業活動ですか？**

保安林内で立木を伐採する場合は許可や届出が必要です。

※伐採する森林が保安林かどうかや詳しい手続きについては、京都府府広域振興局森づくり振興課、京都府京都林務事務所でご確認ください。

開発目的

林業活動

開発面積は？

1 haを超える
(令和5年4月1日以降、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、0.5haを超える)

1 ha以下

土砂の採掘や土砂の搬入をしますか？

いいえ

はい

3,000㎡を超える

3,000㎡以下

1,000㎡を超える

1,000㎡以下

林地開発許可が必要になります。

京都府豊かな緑を守る条例による開発計画書を作成し、京都府と事前協議が必要になるとともに、伐採の90~30日前までに伐採届の提出が必要です。

森林経営計画の認定を受けていますか？

いいえ

はい

事前に
(伐採開始日の前90日~30日)

事後に
(伐採または造林の後30日以内)

「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

「森林経営計画に係る伐採等の届出」の提出が必要です。

(伐採及び伐採後の造林完了後、それぞれ30日以内)

「伐採に係る森林の状況報告書」、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

※詳しくは、京都府各広域振興局森づくり振興課、京都府京都林務事務所へお問い合わせ下さい。

※その森林の所在する市町村役場へ提出してください。